

川床小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

郷土を愛し、主体的に学び続ける、心豊かでたくましい川床っ子の育成

【いじめ問題への学校の目標】

「いじめを許さない、見過ごさないという気概をもった学校集団を築く」

【家庭・地域との連携】

- ・学級 PTA, PTA 総会
- ・学校運営協議会委員
- ・学校家庭相談員
- ・民生委員
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールカウンセラー

【心の教育推進委員会（校内いじめ対策委員会）】

【目的】

- 年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

【信頼される学校づくりのための委員会（学校運営協議会）】

【組織構成】

校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, P T A 三役, 学校運営協議会委員

【関係機関等との連携】

- ・長島町教育委員会
- ・長島町町民福祉課
- ・長島町保健衛生課
- ・児童委員協議会
- ・阿久根警察署
- ・児童相談所
- ・北薩教育事務所

【教育活動の重点】

- 生徒指導の充実
- 人権同和教育の推進
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- ふるさと教育の充実
- 体験活動の充実
- ◎「いじめ問題を考える週間」の確実な実施
- ◎「心の教育の日」の設定と取組の充実

【児童の主体的な活動】

- 児童会活動の充実
- ・あいさつ運動
- ・ボランティア活動
- ・いじめゼロ運動
- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・委員会活動への自発的な取組
- ・児童会便り

【いじめの未然防止】

「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。

【教職員の取組】

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かる授業を実践する。
- ・自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事等に努める。
- ・道徳、学級活動等で「命の大切さ」「インターネットの危険」「モラル」についての指導を行う。
- ・児童のよきモデルとなるような言動に努める。

【児童の取組】

- ・いじめゼロを目指した児童会活動を実践する。(あいさつ運動, ボランティア活動等)
- ・〇〇さんと呼び合い, お互いを尊重し合う環境づくりをする。
- ・帰りの会等で一日を振り返り, 良い点をほめ合う活動を行う。

【保護者の取組】

- ・生活指導部や保健部を中心に, いじめ問題に関する研修を行う。
- ・学級 P T A 等において, いじめ問題に関する話し合いを行う。
- ・各種研修会へ積極的に参加する。
- ・学校や外での様子を子どもから積極的に聞く。

【いじめの早期発見】

早期に発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、児童との信頼関係の構築に努め、職員間での情報共有と、保護者とも連携し情報を収集する。

【教職員の取組】

- ・いじめを早期に発見するため、定期的な調査(学校たのしいーと年3回, 学校生活アンケート)
- ・欠席の場合には、必ず保護者に確認を取る。
- ・教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査
- ・児童、保護者がいじめ相談を行うことのできる体制整備と窓口の設置及び周知

【児童の取組】

- ・学級担任等や相談窓口等に伝えたり日記に書いたりしながら、一人で悩まないようにする。
- ・些細なことでも、職員や家の人にすぐに相談するようにする。

【保護者の取組】

- ・会話、持ち物、服装の乱れ等に気を配る。
- ・悩みを親に相談できるような雰囲気作りに努める。

【いじめに対する早期対応】

問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするという認識のもと、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に指導を行うとともに、一人で抱え込まない。

【教職員の取組】

- ・すみやかに事実確認を行い、心の教育推進委員会(いじめ対策委員会)を招集する。
- ・状況に応じて、いじめられている児童を徹底して守るため、職員の体制を整える。
- ・事実確認においては経過や心情など聞き取り、保護者からの聞き取りや対応は複数の職員で行い、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・児童の個人情報の取扱いには十分注意する。
- ・犯罪行為及び重大事案が疑われる場合、関係機関と連携して対処する。

【児童の取組】

- ・「いじめは絶対に許さない」という雰囲気作りに努める。

【保護者の取組】

- ・我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾ける。
- ・学校との連携を図り、協力して解決にあたる。
- ・いじめた側には、事実を冷静に確認し我が子の言い分を十分に聞く。
- ・P T A 総会で再発防止に向け、これからの対応について話し合う。

【生徒指導体制】

- 心の教育推進委員会(いじめ対策委員会)
- 職員会議
- 職員連絡会
- 職員研修

【相談体制】

- 定期的な教育相談の実施
- 相談窓口の設置及び周知
- 保護者に対する教育相談日の設定(夏季休業中)

- 学校家庭相談員との連携

【職員研修】

- 生徒指導連絡会
- 人権同和教育に関する研修会
- 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング

- 学校ネットパトロール事業検索結果活用

- 民生児童委員や S C, S S W 等の関係機関との連携

- いじめ対策必修等各種啓発資料の活用